

事務連絡
平成23年5月19日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

仮置場における留意事項について

災害廃棄物の円滑な処理のためには、仮置場の適正な管理が求められます。今般、仮置場の管理に関する追加的な留意事項を下記の通りとりまとめました。これらについて御配慮いただくとともに、貴管内の市町村に対して周知をお願いします。

記

1. 仮置場の確保について

東日本大震災では津波により、海底の土砂や汚泥が広範囲にわたって打ち上げられている一方、多くの建築物等が海に流されています。これらの中には、撤去作業の着手に時間を要するものもことから、ある程度時間が経過した後には、廃棄物として撤去がなされる場合もあると考えられます。

このように長期にわたって災害廃棄物が発生することもあるため、関係者と十分協議し、適切な期間仮置場を確保することについても御留意いただきますようお願いいたします。

2. 廃棄物の積み上げ高さについて

仮置場で可燃物を高く積み上げると、微生物の働きによりメタンガスが発生し、火災を引き起こすおそれがあります。可燃物や木くずは、発火や発熱の防止の観点から、5メートル以上の高さに積み上げることは避けるべきという報告があります*。

そこで、仮置場での火災発生の防止のため、平成23年5月10日付け事務連絡「仮置場における火災発生の防止について」を踏まえることとして、積み上げ高さについても十分配慮していただくようにお願いします。

*「仮置場の設置と留意事項（第1報）」（震災対応ネットワーク）

震災対応ネットワークとは：災害で発生した廃棄物や被災地の生活で発生する廃棄物等について、技術的観点から支援することを目的とした全国の大学、国及び地方の研究機関、自治体、関連団体、民間等の知識・技能を有する方々のネットワーク）

<http://www.nies.go.jp/shinsai/index.html>

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 高橋、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp